

## 法と情報雑誌第4巻の正誤

以下のとおり誤りがありました、お詫びして訂正します。

### 4巻1号11頁 脚注3

正 欧州共同体の機関、組織、事務局及び部局

誤 欧州連合の機関、組織、事務局及び部局

### 4巻3号117頁脚注

正 「不法滞在する第三国国民の帰国に関する構成国の共通の基準及び手続に関する欧州議会及び理事会の」

誤 「欧州議会及び理事会の」

### 4巻3号124頁 第74条第2項

正 「ETIAS 中央システムの中に記録保存されるデータを扱う仕事を要求される全ての職員に対し、」

誤 「ETIAS 中央システムの中に記録保存されるデータの仕事に要求される」

### 4巻3号141頁1行目の標題

正 「業務運営管理」

誤 「運用管理」

### 4巻3号145頁 前文(7)

正 「実効的かつ真の安全の欧州連合に向けた第7次進捗状況報告書」

誤 「実行的かつ真の安全の欧州連合に向けた第7次進捗状況報告書」

### 4巻3号150頁 前文(38)

正 「運営管理」

誤 「運営感知」

### 4巻3号179頁 第48条

正 「雇用期間」

誤 「許容期間」

### 4巻4号2頁11行目

正 「欧州連合法執行協力局 (Europol)」

誤 「欧州連合法執行機関協力局 (Europol)」

### 4巻4号30頁 第16条第5項(i)

正 「違法行為」

誤 「不正行為」

### 4巻4号54頁 第53条第1項

正 「その他の公務員」

誤 「それ以外の公務員」

### 4巻4号54頁 第54条第1項

正 「その他の公務員」

- 誤 「それ以外の公務員」  
4 卷4 号 58 頁 第 66 条第 1 項  
正 「不正行為」  
誤 「違法行為」  
4 卷4 号 58 頁 第 66 条第 3 項  
正 「不正行為」  
誤 「違法行為」  
4 卷4 号 74 頁 前文(34)、(35)及び前文(36)  
正 「基礎とする行為」  
誤 「基礎とする法令」  
4 卷4 号 95 頁 前文(6)  
正 「生体データの利用を規律すること、並びに、」  
誤 「生体データの利用を規律するため、また、」  
4 卷4 号 95 頁 前文(8)  
正 「中央レベル及び国内レベルの業務遂行において、」  
誤 「中央レベル及び国内レベルの業者において、」  
4 卷4 号 96 頁 前文(10)  
正 「他の SIRENE 事務局から受けた照会」  
誤 「他の SIRENE 事務局から受けた調査」  
4 卷4 号 96 頁 前文(16)  
正 「複数の識別名を検知するため」  
誤 「複数の識別名を権利するため」  
4 卷4 号 99 頁 前文(37)  
正 「指令(EU) 2016/680 によって採択された国内法、規則及び行政規則は、」  
誤 「指令(EU) 2016/680 は、」  
4 卷4 号 99 頁 前文(37)  
正 「防止、検知、捜査または訴追の目的のため」  
誤 「防止、捜査、検知または捜査の目的のため」  
4 卷4 号 100 頁 前文(48)  
正 「(特に彼らの移動の監視が重要な場合において)」  
誤 「(特に彼らの移動が肝心な場合において)」  
4 卷4 号 101 頁 前文(50)  
正 「国境監視」  
誤 「国境調査」  
4 卷4 号 102 頁 前文(54)  
正 「及び、より良い立法に関する」  
誤 「及び、それらの協議が、より良い立法に関する」  
4 卷4 号 103 頁 前文(64)  
正 「基礎とする行為」

- 誤 「基礎とする法令」  
4 卷4 号 104 頁 前文(65)及び前文(66)  
正 「基礎とする行為」  
誤 「基礎とする法令」  
4 卷4 号 105 頁 第3 条(2)(a)  
正 「情報提供」  
誤 「情報適用」  
4 卷4 号 106 頁 第3 条(14)  
正 「それらに含まれるそれらの」  
誤 「それらのそれらに含まれる」  
4 卷4 号 107 頁 第4 条第1 項第1 副項(c)  
正 「SIS データ専用の暗号化された仮想ネットワーク」  
誤 「SIS データに奉仕する暗号化された視覚的ネットワーク」  
4 卷4 号 107 頁 第4 条第1 項第1 副項(c)  
正 「バックアップ CS-SIS」  
誤 「バックアップ SIS」  
4 卷4 号 108 頁 第4 条第6 項(c)  
正 「国内複製物の初期化」  
誤 「国内複製物のインストール」  
4 卷4 号 108 頁 第5 条第1 項  
正 「中央 SIS 及び通信インフラの運営管理、維持管理、並びに、更なる開発の費用」  
誤 「運営管理、維持管理、並びに、中央 SIS 及び通信インフラの更なる開発の費用」  
4 卷4 号 113 頁 第14 条第1 項  
正 「SIS の中に記録保存されたデータを処理」  
誤 「SIS の中にあるデータを処理」  
4 卷4 号 113 頁 第14 条第1 項  
正 「データ処理のための規則及び手続」  
誤 「データ保護のための規則及び手続」  
4 卷4 号 117 頁 第20 条第4 項  
正 「CS-SIS 内、国内複製物または共有複製物内、及び、第41 条第2 項に基づいて作成された技術複製物内の検索に関する技術規則」  
誤 「CS-SIS、国内の検索、または、共有された複製物及び第41 条第2 項に基づいて作成された技術複製物に関する技術規則」  
4 卷4 号 117 頁 第21 条第1 項  
正 「SIS 内の警報を保証するために十分に適切」  
誤 「SIS 内の警報を根拠付けるために十分に適切」  
4 卷4 号 117 頁 第21 条第1 項  
正 「SIS 内の警報を保証するために十分に適切」  
誤 「SIS の中に警報を入れる根拠を満たすために十分に適切」

- 4 卷 4 号 121 頁 第 32 条第 1 項及び第 3 項  
正 「データのミニマムの品質基準及び技術仕様」  
誤 「ミニマムの品質基準及び技術仕様」
- 4 卷 4 号 121 頁 第 32 条第 3 項  
正 「第 33 条第 1 項に従って」  
誤 「第 33 条第 1 項従って」
- 4 卷 4 号 122 頁 第 33 条第 4 項第 2 副項  
正 「報告書を提出する。欧州議会は、その報告書に関して協議を受ける。」  
誤 「報告書を提出しなければならない。」
- 4 卷 4 号 123 頁 第 34 条第 2 項  
正 「国内法に定める帰化について職責を負う職務権限を」  
誤 「国内法に定める帰化について職務権限を」
- 4 卷 4 号 123 頁 第 34 条第 3 項  
正 「よっても行使され得る。」  
誤 「よって、行使され得る。」
- 4 卷 4 号 127 頁 第 39 条第 7 項第 2 文  
正 「その機関は、」  
誤 「その期間は、」
- 4 卷 4 号 128 頁 第 41 条第 5 項の末尾に以下の文を付加する。  
「その目的のために、発行構成国から事前の承認を得なければならない。」
- 4 卷 4 号 128 頁 第 42 条第 1 項第 2 文冒頭の「そのようなデータは、」を削除する。
- 4 卷 4 号 130 頁 第 46 条第 3 項  
正 「データを追加することにより」  
誤 「データの追加することにより」
- 4 卷 4 号 131 頁 第 48 条第 5 項  
正 「国際的な義務」  
誤 「国際法上の義務」
- 4 卷 4 号 133 頁 第 53 条第 3 項第 2 副項  
正 「第 1 副項に示す各場合において」  
誤 「第 1 副項に示す場合」
- 4 卷 4 号 133 頁 第 54 条第 1 項  
正 「獲得のために、裁判所を含め、職務権限を有する機関」  
誤 「獲得のために、職務権限を有する機関」
- 4 卷 4 号 133 頁 第 54 条第 3 項  
正 「欧州データ保護委員会」  
誤 「欧州データ保護監督官」
- 4 卷 4 号 134 頁 第 55 条第 2 項  
正 「その監査人について責任を負う」

- 誤 「その監査人の職責を負う」
- 4 卷4 号 134 頁 第 56 条第 1 項
- 正 「実施されることの確保」
- 誤 「実施されることを確保」
- 4 卷4 号 136 頁 第 60 条第 3 項第 1 文
- 正 「構成国毎のもの及び集約されたものの両者により、警報の種類毎の記録の数を示す日別、月次及び年次の統計を作成する」
- 誤 「警報の種類毎の記録の数を示す日別、月次及び年次により、構成国毎のもの及び集約されたものの両者により、統計を作成する」
- 4 卷4 号 136 頁 第 60 条第 6 項第 3 文
- 正 「eu-LISA は、報告及び統計の目的のために限り、その中央リポジトリがアクセスされることを確保するためのアクセス管理及び個別の利用者プロフィールを実装する」
- 誤 「eu-LISA は、その中央リポジトリが、報告及び統計の目的のために限り、アクセスされることを確保するためのアクセス感知及び個別の利用者プロフィールを実装する」
- 4 卷4 号 138 頁 第 63 条(1) 規則(EC) No 1987/2006 第 6 条第 1 項の改正文
- 正 「NI.SIS」
- 誤 「N.SIS」
- 4 卷4 号 138 頁 第 63 条(6) 規則(EC) No 1987/2006 第 21 条の改正文
- 正 「SIS II 内の警報を保証するために十分に適切」
- 誤 「SIS II の中に警報を入れる根拠を満たすために十分に適切」
- 4 卷4 号 138 頁 第 63 条(7) 規則(EC) No 1987/2006 第 21 条第 2 項の改正文
- 正 「SIS II 内の警報の中で利用可能な場合」
- 誤 「SIS II の中で利用可能な場合」
- 4 卷4 号 140 頁 第 63 条(9) 規則(EC) No 1987/2006 の改正文
- 正 「第 27 条 a Europol による」
- 誤 「第 26 条 Europol による」
- 4 卷5 号表紙・目次
- 正 「理事会枠組み決定 2005/222/JHA [参考訳]」
- 誤 「理事会枠組み指令 2005/222/JHA [参考訳]」
- 4 卷5 号 178 頁下から 8 行名
- 正 「前文、条文及び別紙の 3 つの部分」
- 誤 「前文、条文及び別紙の 2 つの部分」
- 4 卷5 号 178 頁下から 6 行名
- 正 「前文、条文及び別紙」
- 誤 「前文、条文及び条文」
- 4 卷5 号 184 頁 前文(2)
- 正 「第 37 号」

- 誤 「第30号」  
4巻5号184頁前文(5)  
正 「容疑者」  
誤 「討議者」  
4巻5号185頁前文(8)  
正 「被請求者」  
誤 「令状発付を受けた者」  
4巻5号185頁前文(12)  
「欧州連合基本権憲章」の後に脚注番号「1」を付加し、「OJC364,18.12.2000,p.1.」との脚注を加える。  
4巻5号186頁第2条第2項  
正 「人種差別及び排外行為」  
誤 「人種差別、排外行為」  
4巻5号187頁第3条第1項  
正 「刑事法に基づき」  
誤 「法律に基づき」  
4巻5号189頁第4条a第3項  
正 「ある者の身柄引渡しが行われ」  
誤 「ある者が引き渡され」  
4巻5号189頁第5条柱書  
正 「以下の条件に服し得る」  
誤 「以下の条件に服する」  
4巻5号190頁第7条第3項  
正 「全ての機関を拘束する」  
誤 「全ての機関を基礎として構築される」  
4巻5号191頁第10条第4項、第10条第6項  
正 「欧州逮捕令状」  
誤 「欧州法務令状」  
4巻5号192頁第11条第1項  
正 「通知し、及び、発付法務当局に対して」  
誤 「通知し、または、発付法務当局に対して」  
4巻5号192頁第13条第2項第1文  
正 「確認することを確保するために必要となる措置を採択する」  
誤 「確認する」  
4巻5号192頁第13条第4項第3文  
正 「それによって同意の撤回が可能となる」  
誤 「それによって撤回が可能となる」  
4巻5号194頁第20条第2項第2文  
正 「当該権限を行使することを要請するのは、発付法務当局でなければならない」

- 誤 「執行法務当局は、発付法務当局が当該権限を行使することを要請しなければならない」
- 4 卷 5 号 196 頁 第 25 条第 2 項第 2 文  
正 「その指定を」  
誤 「その指令を」
- 4 卷 5 号 196 頁 第 25 条第 4 項第 2 文  
正 「非定期の着陸が起きる場合」  
誤 「非定期便による場合」
- 4 卷 5 号 197 頁 第 27 条第 1 項  
正 「同じ通知を行う別の構成国」  
誤 「同じ通知を受けた別の構成国」
- 4 卷 5 号 198 頁 第 28 条第 1 項  
正 「同じ通知を行う別の構成国」  
誤 「同じ通知を受けた別の構成国」
- 4 卷 5 号 198 頁 第 28 条第 1 項  
正 「同意が推定されることを通知できる」  
誤 「同意を通知できる」
- 4 卷 5 号 198 頁 第 28 条第 3 項  
正 「執行法務当局」  
誤 「執行構成国」
- 4 卷 5 号 199 頁 第 31 条第 1 項柱書  
正 「それらの条約の適用」  
誤 「この枠組み決定の適用」
- 4 卷 5 号 199 頁 第 31 条第 1 項(b)  
正 「欧州共同体の 12 の構成国の間」  
誤 「12 の構成国と欧州共同体との間」
- 4 卷 5 号 199 頁 第 31 条第 1 項(c)  
正 「引渡しの手続の簡素化に関する」  
誤 「引渡しの手続に関する」
- 4 卷 5 号 200 頁 第 31 条第 3 項  
正 「適用されない事項について責任を負う」  
誤 「適用されない事項について職責を負う」
- 4 卷 5 号 200 頁 第 32 条第 3 文  
正 「引渡制度に従い」  
誤 「身柄引渡制度に従い」
- 4 卷 5 号 200 頁 第 34 条第 2 項第 2 文  
正 「同じ通知を行う」  
誤 「同じ通知を受けた」
- 4 卷 5 号 200 頁 第 35 条

- 正 「EC 官報上で公示された日から 20 日目」  
誤 「EU 官報上で公示された日」
- 4 卷 5 号 200 頁 別紙の(a)  
正 「姓」  
誤 「指名」
- 4 卷 5 号 200 頁 別紙の(a)  
「居住地及びまたは既知の住所:.....」  
の下に「(認知されているときは)被請求者が理解できる言語:.....」を加える。
- 4 卷 5 号 200 頁 別紙の(a)  
正 「そのような情報または DNA プロファイルを入手するために連絡を受ける者の連絡先」  
誤 「そのような情報を入手するために連絡を受ける者の連絡先、または、DNA プロファイル」
- 4 卷 5 号 200 頁 別紙の(d)  
理事会枠組み決定 2009/299/JHA による改正後の条文の訳文と置き換える。
- 4 卷 5 号 200 頁 別紙の(e)  
正 「人種差別及び排外行為」  
誤 「人種差別、排外行為」
- 4 卷 5 号 206 頁 別紙の(i)  
「欧州逮捕令状の送付及び行政上の受理について職責を負う中央当局が設けられている場合:」の項の「中央当局の名称:.....」の下に、「(該当する場合)連絡担当者(職位/階級及び姓名):.....」を加える。
- 4 卷 7 号 1 頁 適用日(施行日)の記載  
正 「2019 年 6 月 27 日」  
誤 「2019 年 6 月 28 日」
- 4 卷 7 号 9 頁 1 行目  
正 「防護するため、欧州連合内のサイバーセキュリティを向上させるために必要となる」  
誤 「防護するために必要となる」